

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	八頭町公民館条例 第9条第1項		
例規番号	平成17年条例第87号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 公民館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 法第23条の規定に反すると認めるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 利用許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(5) 管理上、使用を不相当と認めるとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用における措置)</p> <p>第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日